



介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、次の要件を満たす方は介護保険料の減免を受けられます。

■対象要件

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方・全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）が減少し、次の全てに該当する方……一部免除
 - ・令和2年中の事業収入等のいずれかが令和元年中の当該事業収入等の額と比べ、3割以上減少していること。
 - ・事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること。

※年金収入のみの方は上記②の対象になりません。

※事業等の廃止や失業の場合には、令和元年中の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部が免除になります。

■対象期間 納期限：令和2年2月1日から令和3年3月31日まで

■申請期間 令和3年3月31日まで

■申請方法

申請には次の書類が必要となります。

- ・介護保険料減免申請書
- ・令和元年中及び令和2年中の収入のわかるものの写し（源泉徴収票、確定申告書の控え等）

申請は原則として、郵送でのみ受け付けますので、事前に電話により保険課までお問い合わせください。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119



要介護認定を受けている方の税の申告～障害者控除と医療費控除～

所得税や住民税の申告の際、以下の要件を満たしている場合、それぞれ控除を受けることができます。

障害者控除について

- 身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方⇒『障害者控除』の対象となります。
- 上記の手帳をお持ちではない方 ⇒身体状況等が一定の条件^{*1}に該当する方も、町で発行する「障害者控除対象者認定書」の交付により『障害者控除』の対象となります。

※1身体状況等の一定の条件：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体障害者または知的障害者の障害程度の判定基準と同程度の障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度の状態が確認できること。

おむつ代医療費控除について

- 初めての方＝主治医発行の「おむつ使用証明書」により『医療費控除』を受けることができます。
- 2年目以降＝身体状況等が一定の条件^{*2}に該当する方のみ、町で発行する「おむつ代医療費控除に係る確認書」の交付により『医療費控除』の対象となります。

※2身体状況等の一定の条件：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書に“寝たきり状態”かつ“おむつを要する状態”の記載が確認できること。

手続きには、保険課で申請が必要です。詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 保険課 介護認定グループ ☎21-2119